

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求又は職権による住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号の真正性の確認 ⑪他市町村からの住基ネットを介した住民票の写しの請求による住民票情報の住基ネットへの通知 ⑫個人番号が漏えいして不正に利用されるおそれのある場合、住民からの請求又は職権による個人番号の変更 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. データ連携基盤(庁内連携システム) 4. 宛名管理システム 5. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6. 中間サーバー 7. 証明書コンビニ交付システム 8. 住基コピー環境 9. マイナンバーカード交付予約管理システム 10. マイナンバー申請管理 11. 申請管理システム 12. スマート窓口システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 【1__住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項】 (情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民安全部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市市民安全部市民課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市市民安全部市民課システム管理係 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6141

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		☐ 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		☐ 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の入手においては、目的外の入手が行われないよう申請書類への記載内容の案内（ホームページ・記載台への記載例の掲示、記載台付近への案内職員の配置）を実施し、窓口においても申請内容や本人確認書類の確認を実施している。また、処理時には複数人での確認を実施していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「充分である」と考えられる。 ・宛名システムでは、番号利用事務従事者以外は個人番号での検索を行うことはできず、また個人番号が画面表示されない。住民記録システムと住基ネットの間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐づけは行わない。これらのことから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・端末へのログオンはPINコード（パスワード）及び職員番号、顔認証によるため、使用を許可されているもの以外はログオンすることができない。また、アクセス権限は定期的な見直しを行い、権限が不要となった場合は権限の変更又は削除を実施している。また監査証跡の記録も行っており、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・委託業者の選定に際しては、市民課長が委託業者に対して、個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認し、委託契約仕様に必要事項を規定することとしており、委託先における不正な使用等へのリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。また、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・住民記録システムと中間サーバーコネクタの間では、特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。中間サーバー側に登録していない又は自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、DV支援措置等の情報について十分に確認、検討をしたうえで、住民記録システム、中間サーバーコネクタにて処理を実行する運用を義務付けており、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・住民記録システムはクラウド形態によるサービス提供を受けている。事業者の選定にあっては、セキュリティ、情報の取扱いについて公的機関の認証を受けていることを条件としており、選定された事業者の用意したデータセンターにてサービスが提供されている。サーバーの保管、記録媒体の管理はサービス提供事業者の基準に基づき管理されており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月11日	システムの名称	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3. CSコネクタ 4. データ連携基盤(庁内連携システム) 5. 宛名システム	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3. CSコネクタ 4. データ連携基盤(庁内連携システム) 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 7. 中間サーバー	事前	住民記録システムの更新に伴う再評価による変更だが、情報提供ネットワークシステムは更新後から接続するため
平成27年11月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	住民記録システムの更新に伴う再評価による変更だが、情報提供ネットワークシステムは更新後から接続するため
平成27年11月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(法令上の根拠) -	・番号法第19条第7号および別表第2 ・情報提供者が市町村長となる住民票関係情報(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事前	住民記録システムの更新に伴う再評価による変更だが、情報提供ネットワークシステムは更新後から接続するため
平成27年11月11日	所属長	市民課長 大久保 貴子	市民課長 佐野 好信	事後	平成27年4月1日から異動により変更になっていた。
平成28年7月4日	システムの名称	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3. CSコネクタ 4. データ連携基盤(庁内連携システム) 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 7. 中間サーバー	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3. CSコネクタ 4. データ連携基盤(庁内連携システム) 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 7. 中間サーバー 8. 証明書コンビニ交付システム 9. 住基コピー環境	事前	証明書コンビニ交付に伴うシステムの追加が重要な変更にあたるため。
平成30年3月23日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) … ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) …	2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) … ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) …	事後	地方公共団体情報システム機構の記載要領に合わせた。
平成30年3月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第7号および別表第2 ・情報提供者が市町村長となる住民票関係情報(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【1 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項】 (別表第二における情報照会)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	地方公共団体情報システム機構の記載要領に合わせた。
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【1 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項】 (別表第2における情報照会)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) 【1 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項】 (別表第2における情報照会)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	法改正に伴う変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 佐野 好信	市民課長	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護 評価書の種類		基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式変更に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクに対する対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		十分である	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 8. 監査		[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	様式変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分である	事後	様式変更に伴う変更のため
令和4年3月10日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年3月10日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの概要	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3. CSコネクタ 4. データ連携基盤(庁内連携システム) 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 7. 中間サーバー 8. 証明書コンビニ交付システム 9. 住基コピー環境	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3. CSコネクタ 4. データ連携基盤(庁内連携システム) 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 7. 中間サーバー 8. 証明書コンビニ交付システム 9. 住基コピー環境 10. マイナンバーカード交付予約管理システム	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) 【1 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項】 (別表第2における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【1 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項】 (別表第2における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部市民課	市民安全部市民課	事後	組織改正に伴う変更
令和4年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岡崎市 市民生活部 市民課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地	岡崎市 市民安全部 市民課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	事後	組織改正に伴う変更
令和4年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ 連絡先	岡崎市市民生活部市民課システム管理係 444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6141	岡崎市市民安全部市民課システム管理係 444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6141	事後	組織改正に伴う変更
令和4年3月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再評価に伴う確認のため
令和4年3月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再評価に伴う確認のため
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	見直しに伴う確認のため
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	見直しに伴う確認のため
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの概要	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3. CSコネクタ 4. データ連携基盤(庁内連携システム) 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 7. 中間サーバー 8. 証明書コンビニ交付システム 9. 住基コピー環境 10. マイナンバーカード交付予約管理システム	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3. CSコネクタ 4. データ連携基盤(庁内連携システム) 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 7. 中間サーバー 8. 証明書コンビニ交付システム 9. 住基コピー環境 10. マイナンバーカード交付予約管理システム 11. 申請管理システム	事後	法令改正に伴う変更
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	「番号利用法」を「番号法」に統一
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3. CSコネクタ 4. データ連携基盤(庁内連携システム) 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 7. 中間サーバー 8. 証明書コンビニ交付システム 9. 住基コピー環境 10. マイナンバーカード交付予約管理システム 11. 申請管理システム	1. 住民記録システム(住民基本台帳システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. データ連携基盤(庁内連携システム) 4. 宛名管理システム 5. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6. 中間サーバー 7. 証明書コンビニ交付システム 8. 住基コピー環境 9. マイナンバーカード交付予約管理システム 10. マイナポータル申請管理 11. 申請管理システム 12. スマート窓口システム	事前	システム更新にあたり見直し
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号利用法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)	事後	「番号利用法」を「番号法」に統一
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【1 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項】 (別表第2における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	(情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 【1 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項】 (情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	岡崎市 市民安全部 市民課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	岡崎市市民安全部市民課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6141	事後	記載内容の統一
令和7年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岡崎市市民安全部市民課システム管理係 444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6141	岡崎市市民安全部市民課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6141	事後	記載内容の統一
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	見直しに伴う確認のため
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	見直しに伴う確認のため
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う変更のため
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・特定個人情報の入手においては、目的外の入手が行われないよう申請書類への記載内容の案内(ホームページ・記載台への記載例の掲示、記載台付近への案内職員の配置)を実施し、窓口においても申請内容や本人確認書類の確認を実施している。また、処理時には複数人での確認を実施していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・宛名システムでは、番号利用事務従事者以外は個人番号での検索を行うことはできず、また個人番号が画面表示されない。住民記録システムと住基ネットの間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐づけは行わない。これらのことから、目的を超えた紐づけ、事務に必要なない情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・端末へのログオンはPINコード(パスワード)及び職員番号、顔認証によるため、使用を許可されているもの以外はログオンすることができない。また、アクセス権限は定期的な見直しを行い、権限が不要となった場合は権限の変更又は削除を実施している。また監査証跡の記録も行っており、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・委託業者の選定に際しては、市民課長が委託業者に対して、個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認し、委託契約仕様に必要事項を規定することとしており、委託先における不正な使用等へのリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う変更のため
令和7年1月31日			・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。また、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・住民記録システムと中間サーバーコネクタの間では、特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。中間サーバー側に登録していない又は自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、DV支援措置等の情報について十分に確認、検討をしたうえで、住民記録システム、中間サーバーコネクタにて処理を実行する運用を義務付けており、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・住民記録システムはクラウド形態によるサービス提供を受けている。事業者の選定にあつては、セキュリティ、情報の取扱いについて公的機関の認証を受けていることを条件としており、選定された事業者の用意したデータセンターにてサービスが提供されている。サーバーの保管、記録媒体の管理はサービス提供事業者の基準に基づき管理されており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	